別表２

収 用 証 明 書 の 区 分 一 覧 表

区　　分	内　　容	発 行 者	根 拠 条 項	備　　考
①　土地収用法の規定に基づいて収用された場合（※１）	収用の裁決書の写し（※２）	収用委員会	措置法33条１項１号、33条の２　１項１号 措置法規則14条５項１号	※１　都市再開発法による第二種市街地再開発事業（その施行者が同法第50条の２に規定する再開発会社であるものに限る。）の施行に伴い、同法第50条の２第３項に規定する再開発会社の株主若しくは社員である者の有する資産又は当該資産に関して有する所有権以外の権利が収用され、買い取られ、又は消滅し、補償金又は対価を取得する場合を除く。 事業の内容を問わない。③から㊵まで及び㊻から（48の３）までに該当するものであっても、①又は②が優先的に適用される。 ※２　収用の裁決書の写し又は和解調書の写しは、その資産を買い取られた者が作成して差し支えない。
②　土地収用法に規定された収用委員会の勧告に基づく和解により買い取られた場合（※１）	和解調書の写し（※２）	同　　上	同　　上	
③　土地収用法第３条に規定する事業の用に供するため収用することができる資産を買い取られた場合（※１）	当該事業が事業認定を受けたものである旨の証明（代行買収（※２）の場合にあっては、当該代行買収を行う者の名称及び所在地の記載があるもの）	当該資産の買取りをする者（代行買収の場合にあっては、事業施行者）	措置法33条１項２号、33条の２　１項１号 措置法規則14条５項２号	※１　⑤から㊵まで及び㊹から（48の３）までに該当するものとして証明を受けたものを除く。 ※２　「代行買収」とは、次に掲げる買取りをいう。 ⑴　資産の買取りを必要とする事業の施行者が国、地方公共団体又は独立

区分		内容	発行者	根拠条項	備考
事業認定又は都市計画事業の認可若しくは承認を受けなければ特例の適用がないもの					行政法人都市再生機構である場合において、当該事業の施行者に代わり、地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した団体（地方公共団体以外の者が財産を提供して設立した団体を除く。次の⑶において同じ。）が行う当該資産の買取り ⑵　資産の買取りを必要とする事業の施行者が国又は地方公共団体であり、かつ、当該事業が一団地の面積において10ヘクタール以上（当該事業が拡張に関する事業である場合には、その拡張後の一団地の面積が10ヘクタール以上）のものである場合において、当該事業の施行者に代わり、独立行政法人都市再生機構が行う当該資産の買取り ⑶　資産の買取りを必要とする事業が全国新幹線鉄道整備法第２条に規定する新幹線鉄道（同法附則第６項に規定する新幹線鉄道規格新線等を含む。）の建設に係る事業又は地方公共団体が当該事業

区分		内容	発行者	根拠条項	備考
事業認定又は都市計画事業の認可若しくは承認を受けなければ特例の適用がないもの					に関連して施行する道路法による道路に関する事業である場合において、これらの事業の施行者に代わり、地方公共団体、地方公共団体が財産を提供して設立した団体又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う当該資産の買取り ⑷　資産の買取りを必要とする事業が大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第９条第２項に規定する同意特定鉄道の整備に係る事業に関連して施行される土地収用法第３条第７号の規定に該当する事業である場合において、当該事業の施行者に代わり、地方公共団体が行う当該資産の買取り
	④　都市計画法その他の法律（※）の規定により都市計画施設の整備に関する事業又は市街地開発事業の用に供するため収用することができる資産を買い取られた場合	当該事業が都市計画事業の認可又は承認を受けたものである旨の証明（代行買収（③の「備考」欄の※２参照）の場合にあっては、当該代行買収を行う者の名称及び所在地の記載があるもの）	当該資産の買取りをする者（代行買収の場合にあっては、事業施行者）	措置法33条１項２号、33条の２　１項１号 措置法規則14条５項２号	※　その他の法律には次のものがある。 ⑴　新住宅市街地開発法 ⑵　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 ⑶　近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び

区分			内容	発行者	根拠条項	備考
						開発に関する法律 ⑷　新都市基盤整備法 ⑸　流通業務市街地の整備に関する法律
事業認定を受けない場合でも特例の適用があるもの	土地収用法第三条各号に掲げる施設のうち右に掲げるものに関する事業に必要なものとして収用することができる資産を買い取られた場合	⑤　道路法による道路（※１）又は道路運送法による一般自動車道（※２）（第１号の一部）	当該資産が左に掲げる資産に関する事業に必要なものとして収用することができる資産に該当する旨の証明（代行買収（③の「備考」欄の※２参照）の場合にあっては、当該代行買収を行う者の名称及び所在地の記載があるもの）	当該資産の買取りをする者（代行買収の場合にあっては、事業施行者）	措置法33条１項２号、33条の２　１項１号 措置法規則14条５項３号イ	※１　「道路法による道路」とは、道路法第３条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道をいい、私道、林道等はこれに含まれない。 ※２　「道路運送法による一般自動車道」には、同法第２条第８項に規定する専用自動車道（同項に規定する自動車運送業者が、専らその事業用自動車の交通の用に供することを目的として設けた道をいう。）は含まれない。
		⑥　河川法が適用若しくは準用される河川その他公共の利害に関係のある河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設（第２号）	同上	同上	同上	
		⑦　砂防法による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設（第３号）	同上	同上	同上	
		⑧　国又は都道府県が設置する地すべり等防止法による地すべり防止施設又はぼた山崩壊防止施設（第３号の２）	同上	同上	同上	
		⑨　国又は都道府県が設	同上	同上	同上	

区分			内容	発行者	根拠条項	備考
事業認定を受けない場合でも特例の適用があるもの	土地収用法第三条各号に掲げる施設のうち右に掲げるものに関する事業に必要なものとして収用することができる資産を買い取られた場合	置する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止施設（第３号の３）				
		⑩　運河法による運河の用に供する施設（第４号）	同上	同上	同上	
		⑪　国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。）又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設（第５号）	同上	同上	同上	
		⑫　国、都道府県又は土地改良区（土地改良区連合を含む。）が土地改良法によって行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備（第６号）	同上	同上	同上	
		⑬　鉄道事業法による鉄道事業者の鉄道事業の用、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道の用又は軌道の用に供する施設のうち線路（※１）及び停車場（※２）に係る部分（第７号から第８号までの一部）	同上	同上	同上	※１　「線路」には、専用側線及び専用索道（事業者等が自己の製品、原料等を貨車等により搬出することを目的として敷設するもの）は含まれない。 鉄道電化のため又は鉄道線路防護のため線路に隣接して設置する変電所用地又は鉄道林用地は、「線路に係る部分」に含まれる。

区分			内容	発行者	根拠条項	備考
事業認定を受けない場合でも特例の適用があるもの	土地収用法第三条各号に掲げる施設のうち右に掲げるものに関する事業に必要なものとして収用することができる資産を買い取られた場合					※２　「停車場」とは、駅、信号場及び操車場をいう（鉄道に関する技術上の基準を定める省令第２条）。
		⑭　港湾法による港湾施設又は漁港及び漁場の整備等に関する法律による漁港施設（第10号）	同上	同上	同上	
		⑮　海岸法による海岸保全施設（第10号の２）	同上	同上	同上	
		⑯　航路標識法による航路標識又は水路業務法による水路測量標（第11号）	同上	同上	同上	
		⑰　航空法による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するもの（第12号）	同上	同上	同上	
		⑱　気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測の用に供する施設（※）（第13号の一部）	同上	同上	同上	※　土地収用法第３条第13号に掲げる施設のうち通報の用に供する施設は含まれない。
		18の２　日本郵便株式会社が設置する郵便物の集配又は運送事務に必要な仕分けその他の作業の用に供する施設で既成市街地（※）内のもの及び高速自動車国道と一般国道との連結位置の隣接地内のもの（第13号の２の一部）	同上	同上	同上	※　「既成市街地」とは、産業又は人口が相当程度集中し、公共施設の整備及び土地の高度利用等の市街地としての開発が既に行われている地域をいう。
		⑲　海上保安庁が設置する電気通信設備（第15号の一部）	同上	同上	同上	
		⑳　電気通信事業法第120条第１項に規定する認定電気通信事業者（※１）が設置する同法第９条第１号に規定する電気通信回線設備	同上	同上	同上	※１　「認定電気通信事業者」とは、電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業を行う者で電気通信事業法第

区		分	内　　容	発　行　者	根拠条項	備　　考
事業認定を受けない場合でも特例の適用があるもの	土地収用法第三条各号に掲げる施設のうち右に掲げるものに関する事業に必要なものとして収用することができる資産を買い取られた場合	（※２）の用に供する施設（当該施設が市外通信幹線路の中継施設以外の施設である場合には、既成市街地（※３）内にあるものに限る。）（第15号の２の一部）				117条第１項に規定する総務大臣の認定を受けた者をいう。 ※２　「電気通信回線設備」とは、送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう（電気通信事業法第９条第１号）。 ※３　「既成市街地」については、(18の２)の「備考」欄参照
		㉑　電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物のうち水力による発電施設、最大出力10万キロワット以上の汽力若しくは原子力による発電施設、最大出力5,000キロワット以上の内燃力若しくはガスタービンによる発電施設（離島（※１）において設置されるものに限る。）又は送電施設（※２）若しくは使用電圧５万ボルト以上の変電施設（※２）（第17号の一部）	同　　上	同　　上	同　　上	※１　離島とは、次に掲げる島をいう。 ⑴　離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項《指定》の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島 ⑵　沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第３条第３号《定義》に規定する離島 ⑶　奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第１条《目的》に規定する奄美群島の区域に含まれる島 ⑷　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第４条第１項《定義》に規定する小笠原諸島

区分			内容	発行者	根拠条項	備考
事業認定を受けない場合でも特例の適用があるもの	土地収用法第三条各号に掲げる施設のうち右に掲げるものに関する事業に必要なものとして収用することができる資産を買い取られた場合					※２　電気事業法第２条第１項第８号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業又は同項第11号の２に規定する配電事業の用に供するために設置される送電施設又は変電施設に限る。
		㉒　ガス事業法によるガス工作物のうち高圧導管又は中圧導管（※）及びこれらと接続する整圧器（第17号の２の一部）	同上	同上	同上	※　「高圧導管」又は「中圧導管」とは、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第２条第13項の規定によるガス工作物たる「導管」（いわゆるガス管）のうち高圧導管（１メガパスカル以上の圧力を有するガスを通ずる導管）又は中圧導管（0.1メガパスカル以上1メガパスカル未満の圧力を有するガスを通ずる導管）をいい、ガス工作物のうちガス発生設備、ガスホルダー（いわゆるガスタンク）、ガス精製設備等は含まれない。
		㉓　水道法による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法による工業用水道事業又は下水道法による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設（第18号）	同上	同上	同上	
		㉔　市町村が消防法によって設置する消防の用に供する施設（第19号）	同上	同上	同上	
		㉕　都道府県又は水防法	同上	同上	同上	

区		分	内　　容	発　行　者	根拠条項	備　　考
事業認定を受けない場合でも特例の適用があるもの	土地収用法第三条各号に掲げる施設のうち右に掲げるものに関する事業に必要なものとして収用することができる資産を買い取られた場合	による水防管理団体が水防の用に供する施設（第20号）				
		㉖　次に掲げるもののための施設（第21号の一部） (ｲ)　地方公共団体の設置に係る小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園 (ﾛ)　国の設置に係る特別支援学校 (ﾊ)　私立学校法第３条に規定する学校法人の設置に係る高等学校及び幼稚園（※） (ﾆ)　国又は地方公共団体の設置に係る看護師養成所及び准看護師養成所	同　　上	同　　上	同　　上	※　学校法人の設置に係る高等学校及び幼稚園のための施設の買取りについては、既に設立されている学校法人が行うものに限り適用され、学校法人を設立するために行う買取りについては適用がない。
		㉗　次に掲げるもののための施設（第23号の一部） (ｲ)　国、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条第３項第４号《定義》に規定する老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設並びに同項第４号の２に規定する障害福祉サービス事業の用に供する施設（※１）、地域活動支援センター及び福祉ホーム並びに同法第62条第１項《社会福祉施設の設置》に規定する社会福祉施設（※２）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第	同　　上	同　　上	同　　上	※１　社会福祉法第２条第３項第４号の２に規定する「障害福祉サービス事業の用に供する施設」とは、次に掲げる事業の用に供するものに限られる。 (1)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第６項に規定する療養介護 (2)　同条第７項に規定する生活介護 (3)　同条第12項に規定する自立訓練 (4)　同条第14項に規定する就労移行支援 (5)　同条第15項に規定する就労継続支

区分			内容	発行者	根拠条項	備考
事業認定を受けない場合でも特例の適用があるもの	土地収用法第三条各号に掲げる施設のうち右に掲げるものに関する事業に必要なものとして収用することができる資産を買い取られた場合	43条に規定する児童発達支援センター (ﾛ)　地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項《定義》に規定する幼保連携型認定こども園をいう。次の(ﾎ)において同じ。） (ﾊ)　地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る児童福祉法第39条第１項に規定する保育所 (ﾆ)　地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業の用に供する同項第１号に規定する施設のうち利用定員が10人以上であるもの (ﾎ)　学校法人の設置に係る幼保連携型認定こども園				援 ⑹　同条第18項に規定する共同生活援助 ※２　社会福祉法第62条第１項に規定する「社会福祉施設」とは、第１種社会福祉事業（同法第２条第２項）に係る施設に限られ、第２種社会福祉事業（同法第２条第３項）に係る施設は含まれない。
		㉘　地方公共団体の設置に係る火葬場（第25号の一部）	同上	同上	同上	
		㉙　地方公共団体の設置に係ると畜場法（昭和28年法律第114号）によると畜場又は化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）による化製場若しくは死亡獣畜取扱場（第26号の一部）	同上	同上	同上	

区分			内容	発行者	根拠条項	備考
事業認定を受けない場合でも特例の適用があるもの	土地収用法第三条各号に掲げる施設のうち右に掲げるものに関する事業に必要なものとして収用することができる資産を買い取られた場合	㉚　地方公共団体が設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設（廃棄物の処分（再生を含む。）に係るものに限る。）（※）（第27号の一部）	同上	同上	同上	※　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の５第１項に規定する廃棄物処理センターが設置する施設及び地方公共団体が設置する公衆便所は含まれない。
		30の２　国が設置する中間貯蔵施設（※１）及び指定廃棄物の最終処分場（※２）として環境大臣が指定するもの（第27号の２の一部）	同上	同上	同上	※１　「中間貯蔵施設」とは、福島県の区域内において汚染廃棄物等（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）第46条に規定する汚染廃棄物等をいう。）の処理を行うために設置される一群の施設であって、汚染廃棄物等の貯蔵施設及び汚染廃棄物等の受入施設、分別施設又は減量施設から構成されるもの（これらと一体的に設置される常時監視施設、試験研究及び研究開発施設、展示施設、緑化施設その他の施設を含む。）をいう。 ※２　「指定廃棄物の最終処分場」とは、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県又は千葉

区分			内容	発行者	根拠条項	備考
事業認定を受けない場合でも特例の適用があるもの	土地収用法第三条各号に掲げる施設のうち右に掲げるものに関する事業に必要なものとして収用することができる資産を買い取られた場合					県の区域内において同法第19条に規定する指定廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。
		㉛　国が設置する通信施設並びに都道府県が設置する警察署、派出所又は駐在所に係る庁舎、警察職員の待機宿舎、交通機動隊の庁舎及び自動車検問のための施設並びに運転免許センター（第31号の一部）	同上	同上	同上	
		㉜　都市公園法第２条第１項に規定する都市公園（※）（第32号の一部）	同上	同上	同上	※　都市公園とは、①都市計画施設である公園若しくは緑地で地方公共団体が設置するもの、②都市計画法により指定された都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園若しくは緑地又は③都市計画施設である公園若しくは緑地で国が設置するものをいい、これらの地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含む。
		㉝　独立行政法人水資源機構法第２条第２項に規定する水資源開発施設（※）で１日につき10万立方メートル以上の原水を供給する能力を有するもの（第34号の一部）	同上	同上	同上	※　「水資源開発施設」とは、水資源開発基本計画に基づいて新築又は改築として行う次に掲げる施設（当該施設のうち発電に係る部分を除く。）及び水資源開発公団から承継した同施設をいう。 ⑴　ダム、河口ぜき、湖沼水位調節施設、多目的用水路、

区分			内容	発行者	根拠条項	備考
事業認定を受けない場合でも特例の適用があるもの						専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設 ⑵　⑴に掲げる施設と密接な関連を有する施設
		㉞　⑤から㉝までに掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設（第35号）	同上	同上	同上	
	㉟　土地収用法第３条各号のいずれかに該当するもの（当該いずれかに該当するものと他の当該各号のいずれかに該当するものとが一組の施設として一の効用を有する場合には、当該一組の施設とし、⑤から㉞までに該当するものを除く。）に関する事業で一団地の面積において10ヘクタール以上のもの（拡張に関する事業にあっては、その買い取った土地を含めた拡張後の一団地の面積が10ヘクタール以上のもの）に必要な土地で当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産を買い取られた場合		その買い取った資産が買取りをする者の当該事業の用に供される土地及び当該土地の上に存する資産である旨並びにこれらの資産につき買取りの申出を拒むときは収用されることとなる事由があると認められる旨の証明（代行買収（③の「備考」欄の※２参照）の場合にあっては、当該代行買収を行う者の名称及び所在地の記載があるもの）	当該資産の買取りをする者（代行買収の場合にあっては、事業施行者）	措置法33条１項２号、33条の２　１項１号 措置法規則14条５項５号	
	㊱　河川法第22条第１項《洪水時等における緊急措置》の規定に基づいて収用することができる資産を買い取られた場合		当該資産が左に掲げる資産に該当する旨の証明（代行買収（③の「備考」欄の※２参照）の場合にあっては、当該代行買収を行	当該資産の買取りをする者（代行買収の場合にあっては、事業施行者）	措置法33条１項２号、33条の２　１項１号 措置法規則14条５項３号ロ	

区分		内容	発行者	根拠条項	備考
事業認定を受けない場合でも特例の適用があるもの		う者の名称及び所在地の記載があるもの）			
	㊲　水防法第28条《公用負担》の規定に基づいて収用することができる資産を買い取られた場合	同上	同上	同上	
	㊳　土地改良法第119条《障害物の移転等》又は第120条《急迫の際の使用等》の規定に基づいて収用することができる資産を買い取られた場合	同上	同上	同上	
	㊴　道路法第68条《非常災害時における土地の一時使用等》の規定に基づいて収用することができる資産を買い取られた場合	同上	同上	同上	
	㊵　住宅地区改良法の規定に基づいて収用することができる資産を買い取られた場合	同上	同上	同上	
	㊶　測量法の規定に基づいて収用することができる資産が買い取られた場合	当該資産が測量法の規定に基づいて収用することができる資産である旨及び当該資産の所在する地域につき同法第14条第１項の規定による通知に係る同条第３項の公示があった旨の証明	国土地理院の長	措置法33条１項２号、33条の２　１項１号 措置法規則14条５項５号の４	
	㊷　鉱業法又は採石法の規定に基づいて収用することができる資産が買い取られた場合	当該資産の収用に関して鉱業法第106条第１項又は採石法第36条第１項の許可をした旨の証明	経済産業大臣又は当該資産の所在する地域を管轄する経済産業局長	措置法33条１項２号、33条の２　１項１号 措置法規則14条５項５号の５	
	㊸　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国に	これに該当する資産である旨の証明	当該資産の所在する地域を管轄する地方防衛局長（当	措置法33条１項２号、33条の２　１項１号	

区分		内容	発行者	根拠条項	備考
	おける合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定に基づいて収用することができる資産が買い取られた場合		該資産の所在する地域が東海防衛支局の管轄区域内である場合には、東海防衛支局長）	措置法規則14条５項５号の６	
都市計画事業の認可又は承認を受けない場合でも特例の適用があるもの	㊹　都市計画法第４条第15項《定義》に規定する都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の住宅施設（一団地における50戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）のために土地その他の資産を買取られた場合（㊷に該当する場合を除く。）（※１）	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる証明（代行買収（※２）の場合にあっては、当該代行買収を行う者の名称及び所在地の記載があるもの） ㈠　当該事業が国土交通大臣の定める都市計画事業として行う一団地の住宅施設（一団地における50戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）に係る基準に該当するこれに準ずる事業である場合　当該事業に該当する旨の証明 ㈡　当該土地その他の資産が当該一団地の住宅施設の整備に関する都市計画事業に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内にある場合　当該区域内にある	国、都道府県、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）の行う事業にあっては、国土交通大臣、その他の者の行う事業にあっては、都道府県知事 当該市街地開発事業等予定区域に関する都市計画を決定した者が、国土交通大臣である場合には、国土交通大臣、都道府県知事である場合には、都道府県知事	措置法33条１項２号、33条の２　１項１号 措置法規則14条５項４号	※１　施行者（㈠の場合）は、国、都道府県、市町村（特別区を含む。）、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等又は都市計画法第59条第４項《都市計画事業の施行者》の認可を受けることができる者（地方公共団体の全額拠出により設立された住宅協会又は住宅公社等）であるが、施行予定者（㈡の場合）は、国又は地方公共団体に限られる。 ※２　「代行買収」とは、事業の施行者（市街地開発事業等予定区域に関する都市計画が定められている場合には、当該都市計画に定められた施行予定者）が国又は地方公共団体である場合において、当該事業の施行者に代わり、地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した団体（地方公共団体以外の者が財産を提供して設立した団体を除く。）が行う当該事業のための資産の買取りをいう。

区分		内容	発行者	根拠条項	備考
		土地その他の資産である旨の証明			
都市計画事業の認可又は承認を受けない場合でも特例の適用があるもの	㊺　次に掲げる事業の用に供するため土地及び土地の上に存する資産が買取られる場合（※１） ㈠　新住宅市街地開発法第２条第１項《定義》に規定する新住宅市街地開発事業に準ずる事業（新住宅市街地開発事業に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画が定められているものを除く。）として国土交通大臣が指定した事業 ㈡　新住宅市街地開発事業に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画が定められている新住宅市街地開発事業に準ずる事業	㈠　当該事業が新住宅市街地開発事業として行う宅地の造成及び公共施設の整備に関する事業に係る基準に準じて国土交通大臣の定める基準に該当する事業として指定したものである旨、又は当該土地及び資産が新住宅市街地開発事業に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨の証明 ㈡　当該土地及び当該土地の上に存する資産を当該事業の用に供するために買い取った旨の証明（代行買収（※２）の場合にあっては当該代行買収を行う者の名称及び所在地の記載があるもの）	国土交通大臣 事業の施行者（市街地開発事業等予定区域に関する都市計画が定められている場合には、当該都市計画に定められた施行予定者）	措置法33条１項２号、33条の２　１項１号 措置法規則14条５項４号の２	※１　施行者（又は施行予定者）は、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社である。 ※２　「代行買収」とは、事業の施行者（又は施行予定者）が独立行政法人都市再生機構である場合において、当該独立行政法人都市再生機構に代わり、地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した団体（地方公共団体以外の者が財産を提供して設立した団体を除く。）が行う当該事業のための土地及び土地の上に存する資産の買取りをいう。
	㊻　次に掲げる事業に該当することとなる事業（一団地の面積において10ヘクタール以上のものに限る。）に必	㈠　当該土地及び資産が一団地の面積において10ヘクタール以上	国土交通大臣	措置法33条１項２号、33条の２　１項１号	※　施行者（又は施行予定者）は、地方公共団体である。

区分		内容	発行者	根拠条項	備考
都市計画事業の認可又は承認を受けない場合でも特例の適用があるもの	要な土地で、当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産を買い取られた場合（※） (ｲ)　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第２条第５項《定義》に規定する工業団地造成事業 (ﾛ)　近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第２条第４項《定義》に規定する工業団地造成事業	の造成事業の用に供される土地及び当該土地の上に存する資産である旨の証明 (ﾛ)　当該事業の施行される区域が次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる区域であり、かつ、当該事業につき都市計画法第18条第１項（同法第22条第１項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下㊽までにおいて同じ。）の決定をすることが確実であると認められる旨、当該土地及び資産が当該工業団地造成事業について同法第12条第２項の規定により都市計画に定められた施行区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨又は当該土地及び資産が当該工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産であ		措置法規則14条５項４号の３	

区分		内容	発行者	根拠条項	備考
都市計画事業の認可又は承認を受けない場合でも特例の適用があるもの		る旨の証明 Ａ　左欄の(ｲ)の場合　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第３条の２第１項第１号から第３号までに掲げる条件に該当する区域 Ｂ　左欄の(ﾛ)の場合　近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第５条の２第１項第１号から第３号まで及び第６条第１項第２号に掲げる条件に該当する区域			
	(46の２)　都市再開発法第２条第１号《定義》に規定する第二種市街地再開発事業に該当することとなる事業に必要な土地で当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産が買い取られた場合	(ｲ)　当該土地及び資産が当該事業の用に供される土地及び当該土地の上に存する資産である旨の証明 (ﾛ)　当該事業の施行される区域が同法第３条第２号から第４号まで及び第３条の２第２号に掲げる条件に該当する区域であり、かつ、当該事業につき都市計画	国土交通大臣	措置法33条１項２号、33条の２　１項１号 措置法規則14条５項４号の４	

区分		内容	発行者	根拠条項	備考
都市計画事業の認可又は承認を受けない場合でも特例の適用があるもの		法第18条第１項の決定をすることが確実であると認められる旨又は当該土地及び資産が当該第二種市街地再開発事業について同法第12条第２項の規定により都市計画に定められた施行区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨の証明			
	㊼　新都市基盤整備法第２条第１項《定義》に規定する新都市基盤整備事業に該当することとなる事業に必要な土地で当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産が買い取られた場合（※１）	㈠　当該土地及び資産が当該事業の用に供される土地及び当該土地の上に存する資産である旨の証明 ㈡　当該事業の施行される区域が同法第２条の２第１号から第３号まで及び第３条第２号に掲げる条件に該当する区域であり、かつ、当該事業につき都市計画法第18条第１項の決定をすることが確実であると認められる旨、当該土地及び資産が当該新都市基盤整備事業について同法第12条第２項の規定により都市計画に定められた施行区域内に	国土交通大臣	措置法33条１項２号、33条の２　１項１号 措置法規則14条５項４号の５	※１　施行者（又は施行予定者）は、地方公共団体である。 ※２　「代行買収」とは、事業の施行者（市街地開発事業等予定区域に関する都市計画が定められている場合には、当該都市計画に定められた施行予定者）に代わり、地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した団体（地方公共団体以外の者が財産を提供して設立した団体を除く。）が行う当該土地及び土地の上に存する資産の買取りをいう。

区分		内容	発行者	根拠条項	備考
都市計画事業の認可又は承認を受けない場合でも特例の適用があるもの		ある土地及び当該土地の上に存する資産である旨又は当該土地及び資産が当該新都市基盤整備事業に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨の証明（代行買収（※２）の場合にあっては、当該代行買収を行う者の名称及び所在地の記載があるもの）			
	㊽　流通業務市街地の整備に関する法律第２条第２項《定義》に規定する流通業務団地造成事業に該当することとなる事業（当該事業の施行される区域の面積が30ヘクタール以上であるものに限る。）に必要な土地で当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産が買い取られた場合	㈠　当該土地及び資産が当該事業（当該事業の施行される区域の面積が30ヘクタール以上であるものに限る。）の用に供される土地及び当該土地の上に存する資産である旨の証明 ㈡　当該事業の施行される区域が同法第６条の２各号及び第７条第１項第２号に掲げる条件に該当する区域であり、かつ、当該事業につき都市計画法第18条第	国土交通大臣	措置法33条１項２号、33条の２　１項１号 措置法規則14条５項４号の６	

区分		内容	発行者	根拠条項	備考
都市計画事業の認可又は承認を受けない場合でも特例の適用があるもの		１項の決定をすることが確実であると認められる旨、当該土地及び資産が当該流通業務団地造成事業に係る同法第11条第１項第11号に掲げる流通業務団地について同条第２項の規定により都市計画に定められた区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨又は当該土地及び資産が当該流通業務団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨の証明（代行買収（㊼の「備考」欄の※２参照）の場合にあっては、当該代行買収を行う者の名称及び所在地の記載があるもの）			
	48の２　東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第４条第１項に規定する政令で定める区域（※１）内において行う都市計画法第11条第１項第12号	㈠　当該土地及び資産が当該事業の用に供される土地及び当該土地の上に存する資産である旨の	国土交通大臣（当該事業の施行者が市町村である場合には、道県知事）	措置法33条１項２号、33条の２　１項１号 措置法規則14条５項４号の	※１　「東日本大震災復興特別区域法第４条第１項に規定する政令で定める区域」とは、東日本大震災復興特別区域法施行

区分		内容	発行者	根拠条項	備考
都市計画事業の認可又は承認を受けない場合でも特例の適用があるもの	《都市施設》に掲げる一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業に必要な土地で当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産が買い取られた場合（※２）	証明 (ﾛ)　当該土地及び資産が当該事業に係る一団地の津波防災拠点市街地形成施設について同条第２項の規定により都市計画に定められた区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨の証明（代行買収（※３）の場合にあっては、当該代行買収を行う者の名称及び所在地の記載があるもの）		7	令（平成23年政令第409号）第２条各号に掲げる区域をいう。 ※２　施行者は、国又は地方公共団体である。 ※３　「代行買収」とは、事業の施行者に代わり、地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した団体（地方公共団体以外の者が財産を提供して設立した団体を除く。）が行う当該土地及び土地の上に存する資産の買取りをいう。
	(48の３)　都市計画法第11条第１項第13号《都市施設》に掲げる一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業に必要な土地で当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産が買い取られた場合（※）	(ｲ)　当該土地及び資産が当該事業の用に供される土地及び当該土地の上に存する資産である旨の証明 (ﾛ)　当該土地及び資産が当該事業に係る一団地の復興再生拠点市街地形成施設について都市計画法第11条第２項の規定により都市計画に定められた区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨の証明（代行買収（(48の２)の「備考」欄の※３参照）の場合にあっては、当該	国土交通大臣（当該事業の施行者が市町村である場合には、福島県知事）	措置法33条１項２号、33条の２　１項１号 措置法規則14条５項４号の８	※　施行者は、地方公共団体である。

区　　分	内　　容	発　行　者	根拠条項	備　　考
	代行買収を行う者の名称及び所在地の記載があるもの）			
㊾　森林法の規定に基づいて収用することができる資産で、同法第51条《裁定の申請》（同法第55条第２項《収用の請求》において準用する場合を含む。）の裁定又は同法第57条《協議がととのった場合》の届出があった場合において、当該資産が収用され又は買い取られたとき	これらの裁定又は届出があった旨の証明	当該資産の所在する地域を管轄する都道府県知事	措置法33条１項１号・２号、33条の２　１項１号 措置法規則14条５項５号の２	
(49の２)　所有者不明土地法の規定に基づいて収用することができる資産で、同法第32条第１項《裁定》の裁定があった場合において、当該資産が収用されたとき	当該裁定をした旨の証明	当該資産の所在する地域を管轄する都道府県知事	措置法33条１項１号、33条の２　１項１号 措置法規則14条５項５号の３	
㊿　都市再開発法による市街地再開発事業の施行に伴い資産の権利変換又は買取り若しくは収用があった場合において、その権利変換又は買取り若しくは収用に係る資産が次に掲げる資産であるとき (ｲ)　都市再開発法第79条第３項《床面積が過小となる施設建築物の一部の処理》の規定により施設建築物の一部等若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産又は同法第111条《特則》の規定により読み替えられた同項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産 (ﾛ)　都市再開発法第71条第１項又は第３項《権利変換を希望しない旨の申出等》の申出に基づき同法第87条《権利変換期日における権利の変換》又	(ｲ)及び(ﾊ)に掲げる資産の場合にあっては、これに該当する資産である旨の証明 (ﾛ)に掲げる資産の場合にあっては、措置法令第22条第11項各号に掲げる場合のいずれか（都	市街地再開発事業の施行者	措置法33条１項３号の２、33条の３　３項 措置法規則14条５項５号の７	

区　　分	内　　容	発　行　者	根拠条項	備　　考
は第88条第１項、第２項若しくは第５項の規定による権利変換を受けなかった資産 (ﾊ)　都市再開発法第104条第１項《清算》(同法第110条の２第６項又は第111条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は第118条の24《清算》(同法第118条の25の３第３項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する差額に相当する金額の交付を受けることとなった資産	市再開発法第71条第１項又は第３項の申出をした者が同法第70条の２第１項の申出をすることができる場合には、措置法令第22条第11項第１号に掲げる場合に限る。)に該当する旨及び同項に規定する審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決のあった旨の証明			
(50の２)　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行に伴い資産の権利変換があった場合において、その権利変換に係る資産が次に掲げる資産であるとき (ｲ)　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第212条第３項の規定により防災施設建築物の一部等若しくは防災施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第43条の規定により読み替えられた同項の規定により防災建築施設の部分若しくは防災施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産 (ﾛ)　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第203条第１項又は第３項の申出に基づき同法第221条又は第222条第１項、第２項若しくは第５項の規定による権利の変換を受けなかった資産	(ｲ)及び(ﾊ)に掲げる資産の場合にあっては、これに該当する資産である旨の証明 (ﾛ)に掲げる資産の場合にあっては、措置法令第22条第14項各号に掲げる場合のいずれか(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第203条第１項又は第３項の申出をした者が同法第202条第１項の申出をすることができる場合には、措置法令第22条第14項第１号に掲げる場合に限る。)に該当する旨及び同項に規定する審査委員の同意又は防災街区整備審査会の議決のあった旨の証明	防災街区整備事業の施行者	措置法33条１項３号の３ 措置法規則14条５項５号の８	

区　　分	内　　容	発　行　者	根拠条項	備　　考
㈩　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第248条第１項（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第43条又は第45条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により同項に規定する差額に相当する金額の交付を受けることとなった資産				
㊿の３　都市計画法第52条の４第１項《土地の買取請求》（同法第57条の５《土地の買取請求》及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第285条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて土地又は土地の上に存する権利（以下52までにおいて「土地等」という。）が買い取られた場合	当該土地等を都市計画法第52条の４第１項、同法第57条の５又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第285条の規定により買い取った旨の証明	都市計画において定められた施行予定者	措置法33条１項３号の４ 措置法規則14条５項５号の９	
51　都市計画法第56条第１項《土地の買取り》の規定に基づいて土地等が買い取られた場合	㈠　当該土地等につき都市計画法第55条第１項本文の規定により同法第53条第１項の許可をしなかった旨の証明 ㈡　当該土地等を同法第56条第１項の規定により買取りをした旨の証明	当該許可をしなかった都市計画法第55条第１項に規定する都道府県知事等（※） 当該土地等の買取りをする者	措置法33条１項３号の４ 措置法規則14条５項５号の10	※　「都道府県知事等」とは、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）をいう（都市計画法第26条第１項）。
51の２　土地区画整理法による土地区画整理事業で同法第109条第１項に規定する減価補償金を交付すべきこととなるものに係る公共施設の用地に充てるために土地等が買い取られた場合	㈠　当該事業が減価補償金を交付すべきこととなる土地区画整理事業である旨の証明 ㈡　当該事業に係る公共施設の用地に充てるための土地等の買取りにつき国土交通大臣（当該事	国土交通大臣（当該事業の施行者が市町村である場合は、都道府県知事） 当該事業の施行者	措置法33条１項３号の５ 措置法規則14条５項５号の11	

区　　分	内　　容	発　行　者	根拠条項	備　　考
	業の施行者が市町村である場合には、都道府県知事）の承認を受けて当該事業の施行区域（土地区画整理法第２条第８項に規定する施行区域をいう。）内にある当該土地等を買い取ったものであり、かつ、当該土地等を当該公共施設の用地として登記した旨の証明			
(51の３)　地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興特別措置法第５条第１項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域において施行する被災市街地復興土地区画整理事業で土地区画整理法第109条第１項に規定する減価補償金を交付すべきこととなるものの施行区域内にある土地等について、これらの者が当該被災市街地復興土地区画整理事業として行う公共施設の整備改善に関する事業の用に供するためにこれらの者（土地開発公社を含む。）に買い取られた場合	㈠　当該被災市街地復興土地区画整理事業が減価補償金を交付すべきこととなる土地区画整理法による土地区画整理事業となることが確実であると認められる旨の証明 ㈡　当該被災市街地復興土地区画整理事業に係る公共施設の整備改善に関する事業の用地に充てるための土地等の買取りにつき国土交通大臣（当該被災市街地復興土地区画整理事業の施行者が市町村である場合は、都道府県知事）の承認を受けて当該	国土交通大臣（当該被災市街地復興土地区画整理事業の施行者が市町村である場合は、都道府県知事） 当該被災市街地復興土地区画整理事業の施行者	措置法33条１項３号の６ 措置法規則14条５項５号の12	※　「代行買収」とは、事業の施行者に代わり、都道府県、市町村その他政令（被災市街地復興特別措置法施行令（平成７年政令第36号）第５条）で定める者（独立行政法人都市再生機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、地方住宅供給公社及び土地開発公社）が行う当該土地及び土地の上に存する資産の買取りをいう（被災市街地復興特別措置法第８条）。

区　　分	内　　容	発　行　者	根拠条項	備　　考
	被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域（土地区画整理法第２条第８項に規定する施行区域をいう。）内にある当該土地等を買い取った旨の証明（当該土地等の所在地及び面積並びに当該土地等の買取りの年月日及び買取りの対価の額の記載があるものに限るものとし、代行買収（※）の場合にあっては、当該代行買収を行う者の名称及び所在地の記載があるものに限る。）			
51の４　地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興特別措置法第21条に規定する住宅被災市町村の区域において施行する都市再開発法による第二種市街地再開発事業の施行区域（都市計画法第12条第２項の規定により第二種市街地再開発事業について都市計画に定められた施行区域をいう。）内にある土地等について、当該第二種市街地再開発事業の用に供するためにこれらの者（土地開発公社を含む。）に買い取られた場合	次に掲げる証明（当該土地等の所在地及び面積並びに当該土地等の買取りの年月日及び買取りの対価の額並びに当該第二種市街地再開発事業の施行者の名称及び所在地（代行買収（※）の場合にあっては、当該施行者の名称及び所在地並びに当該代行買収を行う者の名称及び所在地）の記載があるものに限る。） (ｲ)　当該土地等が	国土交通大臣	措置法33条１項３号の７ 措置法規則14条５項５号の13	※　「代行買収」については、51の３の「備考」欄の※参照

区　　分	内　　容	発　行　者	根拠条項	備　　考
	当該第二種市街地再開発事業の施行区域内の土地等であり、かつ、当該事業の用に供されることが確実であると認められる旨の証明 ㈺　当該第二種市街地再開発事業につき都市再開発法第51条第１項又は第58条第１項の規定による認可があることが確実であると認められる旨の証明			
㊷　国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社の行う50戸以上の一団地の住宅経営に係る事業の用に供するために土地等が買い取られた場合	当該事業が自ら居住するため住宅を必要とする者に対して賃貸し、又は譲渡する目的で行う50戸以上の一団地の住宅経営に係る事業である旨及び当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨の証明	当該事業の施行者	措置法33条１項４号、33条の２　１項１号 措置法規則14条５項６号	
㊸　国若しくは地方公共団体（地方公共団体が設立した特定の法人（※１）を含む。）が行い、若しくは土地収用法第３条に規定する事業の施行者がその事業の用に供するために行う公有水面埋立法の規定に基づく公有水面の埋立て又は当該施行者が行う当該事業の施行に伴う漁業権、入漁権、漁港水面施設運営権その他水の利用に関する権利又は鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し、又は採取する	これらに該当する権利である旨の証明（代行買収（※２）の場合にあっては、当該代行買収を行う者の名称及び所在地の記載があるもの）	当該事業の施行に関する主務大臣又は当該事業の施行に係る地域を管轄する都道府県知事	措置法33条１項７号 措置法規則14条５項８号	※１　「地方公共団体が設立した特定の法人」とは、その出資金額又は拠出された金額の全額が地方公共団体により出資又は拠出をされている法人をいう。 ※２　「代行買収」とは、事業の施行者が国又は地方公共団体である場合において、当該事業の施行者に代

区　　分	内　　容	発　行　者	根拠条項	備　　考
権利を含む。）の消滅（これらの権利の価値の減少を含む。）があった場合				わり、地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した団体（地方公共団体以外の者が財産を提供して設立した団体を除く。）が行う「区分」欄に掲げる権利の消滅に係る補償金又は対価の支払をいう。
⑭　建築基準法第11条第１項《第３章の規定に適合しない建築物に対する措置》の規定による命令又は港湾法（昭和25年法律第218号）第41条第１項《有害構築物の改築等》の規定による命令に基づく処分により資産が買い取られた場合	これらに該当する資産である旨の証明	これらの命令をした建築基準法第11条第１項に規定する特定行政庁又は港湾法第41条第１項に規定する港湾管理者	措置法33条１項８号 措置法規則14条５項９号イ	
⑮　漁業法第93条第１項《公益上の必要による漁業権の取消し等》、海岸法第22条第１項《漁業権の取消等及び損失補償》又は電気通信事業法第141条第５項《水底線路の保護》の規定による処分により漁業権が消滅（価値の減少を含む。）をした場合	これらに該当する漁業権である旨の証明	当該処分をした都道府県知事又は農林水産大臣	措置法33条１項８号 措置法規則14条５項９号ロ	
55の２　漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第59条第２項《漁港水面施設運営権の取消し等》（第２号に係る部分に限る。）の規定による処分により漁港水面施設運営権が消滅をした場合	これに該当する漁港水面施設運営権である旨の証明	当該処分をした漁港及び漁場の整備等に関する法律第59条第２項の漁港管理者	措置法33条１項８号 措置法規則14条５項９号ハ	
⑯　鉱業法第53条《取消等の処分》（同法第87条《準用》において準用する場合を含む。）の規定による処分により鉱業権（租鉱権を含む。）が消滅（価値の減少を含む。）をした場合	これに該当する鉱業権（租鉱権を含む。）である旨の証明	当該処分をした経済産業大臣又は経済産業局長	措置法33条１項８号 措置法規則14条５項９号ニ	
⑰　水道法第42条第１項《地方公共団体による買収》の規定により資産が買収される場合	これに該当する資産である旨の証明	国土交通大臣	措置法33条１項８号 措置法規則14	

区分		内容	発行者	根拠条項	備考
				条５項９号ホ	
㊽　土地区画整理法、大都市地域住宅等供給促進法、新都市基盤整備法、土地改良法又は農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づく換地処分又は交換により資産を譲渡した場合		これらに該当する資産である旨の証明	土地区画整理事業、住宅街区整備事業、新都市基盤整備事業、土地改良事業又は農業振興地域の整備に関する法律第13条の２第１項の事業の施行者	措置法33条１項３号、33条の２　１項２号、33条の３　１項 措置法規則14条５項10号	
土地等を使用された場合（※）	㊾　土地等が土地収用法の規定に基づいて使用された場合	①に同じ。			※　土地等が使用された場合において特例が適用されることとなるのは、当該使用が所得税法施行令第79条の要件に適合する場合である。
	㊿　土地等が土地収用法に規定する収用委員会の勧告に基づく和解により使用された場合	②に同じ。			
	(51)　土地等について使用の申出を拒むときは土地収用法等の規定に基づいて使用されることとなる場合において、当該土地等が契約により使用されたとき	(イ)　当該使用が土地収用法第３条の規定する事業（⑤から㉞までに該当するものを除く。）の用に供するためのものである場合は、③に同じ。 (ロ)　当該使用が都市計画法その他の法律の規定により都市計画施設の整備に関する事業又は市街地再開発事業の用に供するためのものである場合は、④に同じ。 (ハ)　当該使用が(イ)及び(ロ)以外のものである場合は、⑤から㉞まで、㊱から㊸まで及び㊾に同じ。			
収用若しくは使用又は換地処分等をされた	(52) イ　土地等が①から(50の２)まで又は㊽から(51)までに該当したことに伴い、その土地の上にある資産につき土地収用法等の規定に基づく収用をし、又は取壊し若しくは除去をしなければならなくなった場合 ロ　(54)から(57)までの規定又は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第11条の規定に基づき行う国又は地方公共団体の処分に伴い、その土地の上にある資産の取壊し又は	これらの土地の上にある資産又はその土地の上にある建物に係る配偶者居住権（当該配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利を含む。）（以下「対象資産」という。）である旨及び当該対象資産に係る対価又は補償金である旨の証明（代行	これらの土地の収用若しくは使用をすることができる者、これらの土地に係る土地区画整理事業、住宅街区整備事業、新都市基盤整備事業若しくは土地改良事業の施行者、第一種市街地再開発事業の施行者、防災街区整備事業の	措置法33条４項２号 措置法規則14条５項11号	※　「代行買収」とは、「発行者」欄に掲げる者が、国、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構であり、かつ、当該対象資産に係る土地又は土地の上に存する権利につき③から㊵まで、㊹、㊺又は㊼から(48の３)までに該当するものである場合において、これらの者に代わり、地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した団体（地

区分		内容	発行者	根拠条項	備考
土地の上にある資産について買取り、取壊し、除去があった場合等	除去をしなければならなくなった場合	買収（※）の場合にあっては、当該代行買収を行う者の名称及び所在地の記載があるもの）並びに当該対価又は補償金に関する明細	施行者又は措置法第33条第１項第８号に規定する処分を行う者（代行買収の場合における当該対価又は補償金に関する明細については、当該支払をする者）		方公共団体以外の者が財産を提供して設立した団体を除く。）が行う当該対価又は補償金の支払をいう。
	㊸ イ　配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等が①から(50の２)まで又は㊾から㊶までに該当したことに伴い、当該土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の価値が減少した場合 ロ　配偶者居住権の目的となっている建物が①から(49の２)まで又は㊹に該当したことに伴い、当該建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利が消滅した場合	当該権利に係る対価又は補償金である旨の証明（代行買収（※）の場合にあっては、当該代行買収を行う者の名称及び所在地の記載があるもの）並びに当該対価又は補償金に関する明細	当該権利に係る配偶者居住権の目的となっている建物若しくは当該建物の敷地の用に供される土地等の収用若しくは使用をすることができる者又は当該建物若しくは当該土地等に係る第一種市街地再開発事業の施行者若しくは防災街区整備事業の施行者（代行買収の場合における当該対価又は補償金に関する明細については、当該支払をする者）	措置法33条４項４号 措置法規則14条５項12号	※　「代行買収」とは、「発行者」欄に掲げる者が、国、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構であり、かつ、当該権利に係る当該建物若しくは当該土地等につき③から㊵まで、㊹、㊺又は㊼から(48の３)までに該当するものである場合において、これらの者に代わり、地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した団体（地方公共団体以外の者が財産を提供して設立した団体を除く。）が行う当該対価又は補償金の支払をいう。
所有権以外の	㊹　資産が土地収用法等の規定により収用された場合（②から㊾までに該当する買取りがあった場合を含む。）において、当該資産に関して有する所有権以外の権利が消滅したとき	当該権利の存する資産について定められているところに同じ。		措置法33条１項５号 措置法規則14条５項	

区分		内容	発行者	根拠条項	備考
権利が消滅した場合	⑥⑤　都市再開発法による第一種市街地再開発事業の施行に伴う権利変換により新たな権利に変換することのない権利が消滅した場合	これに該当する権利である旨の証明	第一種市街地再開発事業の施行者	措置法33条１項６号 措置法規則14条５項７号	
	⑥⑥　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行に伴う権利変換により新たな権利に変換することのない権利が消滅した場合	これに該当する権利である旨の証明	防災街区整備事業の施行者	措置法33条１項６号の２ 措置法規則14条５項７号の２	